



2023年6月 25 日時点

日本犯罪心理学会第 61 回大会

各種シンポジウムのご案内



第61回大会準備委員会



シンポジウムの概要

- ▶ 本年度の大会では、全体シンポジウムを1件、大会準備委員会企画シンポジウムを6件、公募(自主企画)シンポジウム5件の計 12 件のシンポジウムを予定しております。
- ▶ 全体シンポジウムおよび大会準備委員会企画シンポジウムにつきましては、9月23日(土)または24日(日)の会期中の特定の時間帯に2つの会場(オンライン)でリアルタイムの視聴で開催する予定です。
- ▶ 公募(自主企画)シンポジウムにつきましては、オンデマンド方式で事前に録画された動画を大会期間も含めた一定期間中に視聴し、コメントや質問を付せるように公開する予定です。
- ▶ なお、スケジュールの詳細につきましては、おってお知らせします。また、今後の登壇者の都合等で変更があり得ますことをご了承願います。

目次

全体シンポジウム.....	3頁
大会準備委員会企画シンポジウム.....	4頁
公募(自主企画)シンポジウム.....	7頁

1 全体シンポジウム

自傷と他害を考える

企画・司会 高橋 哲（お茶の水女子大学）
話題提供者 松本 俊彦（国立精神・神経医療研究センター）
菊池 安希子（武蔵野大学）
野坂 祐子（大阪大学）
寺村 堅志（常磐大学）

一般に、犯罪や非行は他人を傷つけたり、他者の権益を害したりする行為であるが、一方で、犯罪者や非行少年が自殺や自傷のハイリスク集団であることもよく知られている。自傷他害のおそれは司法精神医学との関連が深くあるが、犯罪心理学の領域においても、両者は虐待の被害と加害、内在化・外在化問題行動、いわゆる拡大自殺等の文脈において様々な観点から検討がなされてきた。自傷と他害は一見相反するもののようで一人の人の中に併存することもあり、コインの表と裏などと称されることもある。このように正反対のように見えて密接に絡みあう現象を探求することは、犯罪や非行というとらえ難い現象を多面的に理解する上で欠かせない。

全体シンポジウムでは、犯罪者や非行少年の集団における自傷や他害という現象とそれらの関係性、背景にある要因、それぞれの行動を理解する枠組み、予防や対策等について、各分野の著名な研究者や臨床家の方々に最新の知見を御紹介いただく。具体的には、各話題提供者から「矯正施設の被収容者における自傷行為」、「リスクアセスメントからみる医療観察法対象者」、「トラウマインフォームドケアからみる児童・思春期の自傷・他害」、「無差別殺傷事案といわゆる拡大自殺」について話題提供をいただく。その上で、会場の参加者をまじえ、自傷と他害を行う非行少年や犯罪者の理解と支援にいかすために何ができるか、今後の探求が必要な研究の方向性は何かといった事柄について議論を行う予定である。

2 大会準備委員会企画シンポジウム

犯罪者・非行少年が過去を振り返ること, 語ること

－心理臨床と基礎研究のコラボレーション－

企画・司会・話題提供者	大江 由香	(川越少年刑務所)
話題提供者	家崎 哲	(府中刑務所)
話題提供者	平野 貴子	(府中刑務所)
話題提供者	糸井 岳史	(路地裏発達支援オフィス, 川越少年刑務所)
話題提供者	越智 啓太	(法政大学)

犯罪・非行臨床においては、調査や鑑別、指導、個別面接といった様々な場面で犯罪者や非行少年に自分の過去を振り返らせ、語らせる。しかし、この当たり前のように行われているプロセスの目的や意義、効果などについて、深く考えたことや科学的根拠を学んだことはあるだろうか。犯罪者や非行少年が自分の過去を語る時に、本人の内面、担当者(治療者)との二者関係、あるいはグループで何が起きているのだろうか。

本シンポジウムでは、矯正施設の調査や指導、スクールカウンセリング、心理臨床に携わる実務家による臨床的な視点と、近年の認知心理学を始めとする基礎研究の結果を踏まえた科学的な視点の両方から、犯罪者・非行少年が自分の過去を振り返り、語ることの意味や意義について議論し、犯罪・非行臨床におけるより良い過去の扱い方を探る。

犯罪者と子どもや家族との関係性を支援する

－犯罪者支援・家族支援の現場から－

企画・司会・話題提供者	佐々木 彩子	(矯正研修所効果検証センター)
話題提供者	村中 李衣	(ノートルダム清心女子大学)
話題提供者	服部 広正	(高松少年鑑別所)
話題提供者	鶴田 俊男	(東京保護観察所立川支部)
話題提供者	阿部 恭子	(NPO 法人 World Open Heart)

犯罪者支援においては、犯罪者自身が一義的な支援対象となり、その子どもや家族との関係性については見過ごされがちである。しかしながら、犯罪者の子どもや家族については、犯罪者の更生にとって重要なリソースとなり得る上、子どもや家族自身も加害者家族であるがゆえの苦悩を抱えた“隠れた被害者”として支援を要する存在でもある。このように犯罪者の子どもや家族の視点から犯罪という現象を捉え直すことで、犯罪者側からは見えなかった現実が見え、そこから支援のヒントを得ることも期待できる。そこで、本シンポジウムでは、犯罪者と子どもや家族との関係性に着目し、それぞれの立場から実践や研究を重ねてこられた専門家から、両者の実態や支援ニーズ等について話題提供いただき、両者への支援の接点を探るとともに、犯罪者支援の中に子どもや家族の視点を導入することの意義や可能性、課題等について議論する。

臨床犯罪心理学における感情労働 II

－実務家の情緒的体験と行動変容－

企画・司会 門本 泉 (大正大学)
話題提供者 元木 良洋 (東京拘置所)
話題提供者 岡本 聖美 (東京保護観察所)
話題提供者 田中 教仁 (駒沢女子大学)

本シンポジウムは、第60回大会におけるシンポジウムの続編である。

司法・犯罪心理学における臨床的な援助は、専門家に、この領域に特有の負担をしばしば課すことになる。今回は、対象者との具体的ななかかわりの中で、実務家が経験し得る重要な情緒的体験と、その後の行動変容をつなぐものについて考察したい。異なる司法機関からのシンポジストを迎える。田中教仁先生からは、家庭裁判所調査官としての立場から、少年・家事事件における経験を、次に岡本先生からは保護観察という社会内処遇の枠組みでの経験を、さらに元木良洋先生からは、矯正施設における鑑別・処遇の中での経験をもとに御発表いただき、各領域においてどのような重要な情緒的な体験が生じ得るのか、それらの体験を実務家はどのように消化し、考察し、自己洞察につなげ、専門家としての行動変容につなげていくのかについて、フロアと共に考えていく予定である。

時間的制約も考慮し、前回同様、指定討論者は設けない。フロアの各人が討論者となり、シンポジストと活発な意見交換ができることを目指すつもりである。

警察活動における対象者の動機づけ

－動機づけを高めることの意義とそのためのアプローチ－

企画・司会・話題提供者 横田 賀英子 (科学警察研究所)
話題提供者 中野 友香子 (科学警察研究所)
話題提供者 松田 いづみ (青山学院大学)
話題提供者 桐生 正幸 (東洋大学)

警察活動では、一般市民や事件関係者との関わりによって、犯罪や事故の未然防止や犯罪捜査活動を推進する場面が多くある。これらの活動をうまく遂行するためには、目的を達成するための具体的な技法や手続きのみならず、警察が関わる対象者の動機づけや主体的な関与度を高めることも重要である。

本シンポジウムでは、対象者の動機づけが重要な要素となる具体的な場面として、交通安全教育、事情聴取、ポリグラフ検査を取り上げる。そして、それぞれにおいて、対象者の動機づけや主体的関与を促すことがどのような意味を持つのか、そのために具体的にどのようなアプローチが考えられるのかについて、各話題提供者が報告する。最後に、それらを踏まえ、警察活動において、対象者の動機づけや主体的関与を高めることの意義と、そのために今後求められる研究の方向性について全体で議論する。

研究活動に気軽に取り組むための Tips

企画・司会・話題提供者	山岡 あゆち	(東京大学)
話題提供者	合澤 典子	(お茶の水女子大学)
話題提供者	有野 雄大	(東京保護観察所立川支部)
話題提供者	萩野谷 俊平	(明治学院大学)

研究活動は、特に実務家においては方法論への不安や、学術動向などの情報不足、心理的ハードルの高さもあって、多くの人が研究活動に精力的には取り組みにくいことも現状である。また、単独で研究活動を行う場合は課題を抱え込みやすく、行き詰まることも少なくない。犯罪心理学の発展には様々な切り口から犯罪心理学関連諸領域の実務家及び学術関係者が積極的に研究活動に従事することが欠かせない。

そこで、本シンポジウムでは多種多様なバックグラウンドをもつ若手研究者による研究活動の実際、研究の面白さや悩みや Tips を取り上げる。具体的には学生をはじめとする研究の初心者や若手研究者を対象に、海外も含めた学会発表、英語論文も視野に入れた論文執筆と論文の投稿、研究資金の獲得、心がけ、仕事やプライベートと研究の両立などについて、各話題提供者が簡単な報告をする。最後は会場全体からも質問や情報提供を受けながら、研究活動の更なる発展に向けて全体で議論を行う。

加害者処遇と被害者支援のあいだ

企画・司会・話題提供者	谷 真如	(内閣官房)
話題提供者	瀬戸 佑一	(長野保護観察所)
話題提供者	宗田 貴宏	(山形刑務所)
話題提供者	齋藤 梓	(上智大学)
話題提供者	柴田 建	(大分大学, 逗子ストーカー事件遺族)

令和4年に成立した刑法等改正に係る法制審議会の答申や第4時犯罪被害者等基本計画では、被害者の視点に立った処遇の実施等が求められており、矯正では新たに刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度が整備され、更生保護法では加指導監督の方法として被害回復・軽減に努めるよう指示する旨が追加されることとなるなど、被害者等支援と加害者処遇を有機的に連動させ、被害者等の思いに応える加害者処遇が求められている。

一方で、被害者等の心理支援の視点からは、一人ひとり個別的な心情等も異なり、加害者との一切の接触を望まない被害者等も多いことなどにより、加害者処遇に望まれること、配慮すべき事項などは必ずしも明らかではない。また、被害者等の心情を踏まえれば、被害弁償やしよく罪の実施は必要でありながらも、加害者の状況によっては生活再建と再犯防止を優先せざるを得ない場合もある。

本シンポジウムでは、加害者処遇、被害者支援、あるいはその双方に関わった経験を有する実務家、そして当事者である被害者遺族がそれぞれの視点から意見を交換し、被害者等から望まれる加害者処遇と、改善更生・再犯防止に向けた取組との接点と距離とをさぐることを試みる。

3 公募(自主企画)シンポジウム

発達障害のある矯正施設退所者への住居・福祉・医療・就労の支援体制の構築

－調整者、支援者および利用者の語りから－

企画・指定討論者	熊上 崇	(和光大学)
司会	野口 晃菜	(一般社団法人 UNIVA)
話題提供者	日向 洋平	(横浜刑務所)
話題提供者	長谷川 隆	(株式会社 LITALICO パートナーズ)
話題提供者	百合山 久世	(株式会社 LITALICO パートナーズ)
話題提供者	鈴木 美乃里	(株式会社 LITALICO パートナーズ)

矯正施設から退所した障害のある人は、地域でどのような支援を受け、どのように生活を移行していくのだろうか。近年、矯正施設から退所した障害のある人が必要に応じて福祉的支援をスムーズに利用するための施策として、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられる「特別調整」が実施されている。一方で、特別調整を受けることができないが、福祉や医療を必要としている障害のある出所者への支援が課題となっている。

本シンポジウムは、2021 年度には触法障害者の支援経験のある就労支援事業所からの報告を交えながら、触法障害者の地域生活移行を促進するために、就労支援事業所においてどのような支援や施策が考えられるのか検討した。また翌 2022 年度には、精神疾患のある退所者の方に関して、刑務所・居住支援・就労移行支援事業所が連携をしたケースについてそれぞれの立場から報告した。

これらの研究成果を踏まえ、2023 年度は、発達障害のある退所者が、刑務所の福祉専門官の調整により、更生保護施設やグループホーム、訪問看護などの居住・医療、福祉的支援を受けながら、就労移行支援事業所で支援を受けているケースについて、刑務所の福祉専門官・就労移行支援事業所の支援員・ご本人(代理で就労移行支援事業所の支援員)、それぞれの立場から報告する。そのうえで、矯正施設から退所した障害のある人の社会的・心理的支援の課題について議論したい。

アセスメントの視点で連携・協働を考える

－知っておきたい、それぞれのアセスメント－

企画・司会	須藤 明	(文教大学)
話題提供者	岡本 吉生	(日本女子大学)
話題提供者	吉村 雅世	(東京拘置所)
話題提供者	戸井 宏紀	(東洋大学)
話題提供者	丸山 泰弘	(立正大学)

2019 年 7 月 20 日に行われた犯罪心理学会の第 2 回全国研修会では、「非行・犯罪臨床におけるアセスメント」をテーマに家裁、矯正、保護の各立場からのアセスメントが報告され、有意義な議論がなされた。この研修会で紹介されたアセスメントは、既存の司法システム内で専門家が行っているものであるが、刑事司法全体に目を向けると、

入口支援や出口支援で注目されている心理専門職による情状鑑定や福祉専門職による更生支援計画におけるアセスメントがある。これらのアセスメントは、共通項もみられる一方で、視点や力点が異なっているのも事実である。

司法は、少年事件ばかりではなく、成人事件においても人間行動科学の専門家の関与を必要としている。また、昨今の刑法改正では、拘禁刑における改善更生が強調されており、成人矯正分野におけるアセスメントの役割が重要になると考えられる。

こうした問題意識に基づいて、様々な領域および心理専門職と福祉専門職のアセスメントについて整理し、機関や専門職間の連携・協働の可能性について改めて考えていきたい。

ハイリスク・ストーカーへの法と臨床

－新たな視点の展開－

企画・司会・話題提供者	廣井 亮一	(立命館大学)
討論	城下 裕二	(北海道大学)
討論	後藤 弘子	(千葉大学)
討論	中村 正	(立命館大学)
討論	安田 裕子	(立命館大学)
指定討論者	指宿 信	(成城大学)

2022 年度にストーカー規制法違反で摘発した件数が過去最多を更新した。近年のストーカー事案は、事態が急展開し殺人など重大事件に及ぶ傾向がある。そうしたハイリスク・ストーカーへの対応として、警告を経ずに禁止命令を発する法改正をして命令を多発したが、命令に従わず相手を恨みストーキングを凶悪化させる加害者が絶えない。

対応策として、禁止命令の際に加害者の意識や行動改善の「受講命令」や医療機関の診察を「義務づける」措置が提案されている。しかし、そうした対応も結局は「命令」「義務」でありハイリスク・ストーカーが従うとは思われない。博多ストーカー殺人事件の加害者のように未熟で歪んだ「攻撃性と依存性」のストーカーは、そうした対応にさらされると相手にさらにしがみつき(歪んだ依存性)、過激な攻撃に及ぶ(歪んだ攻撃性)。また、仮に逮捕、実刑判決を受けても、その間にさらにうらみを募らせて仮釈放後に同様な行動化のおそれがある。

したがって問題提起として、ストーカー規制法の一連の対応に果たしてどのような実効性のある臨床的関与を位置付けることができるのか。その実現のための課題及び法と臨床の新たなアプローチについて、治療的司法の研究メンバーによる議論を公開したい。

当事者から見た非行からの離脱

－非行少年の立ち直りを共に考える－

企画・話題提供者	林 秋成	(新潟刑務所)
司会	里見 聡	(大阪少年鑑別所)
話題提供者	塩川 友紀子	(長野刑務所)
話題提供者	才門 辰史	(NPO 法人セカンドチャンス！)
話題提供者	森 貴太	(岐阜少年鑑別所)
指定討論者	津 富 宏	(静岡県立大学)

近年、矯正施設出所後の再犯・再非行防止に向けた施策が進められる中で、非行・犯罪からの離脱過程に注目が集まっている。離脱研究では、当事者(離脱者)の語りを分析する中で、当事者の視点から社会に再統合されていく個人に関する変化のプロセスを理解しようとし、当事者と周囲の環境との相互作用や当事者の主観的体験を捉えることにより、非行・犯罪からの離脱過程・要因を考察している。

本シンポジウムでは、少年院を出院後に非行から離脱した当事者、施設内で矯正教育を行う法務教官や鑑別等を行う心理技官、非行・犯罪からの離脱を研究する専門家を迎え、出院後に非行・犯罪から離脱し、立ち直った当事者の語りに基づき、回顧的に離脱過程や少年院での体験を振り返るとともに、法務教官の矯正教育の実践や少年院のシステム・制度も踏まえ、離脱を促進・阻害する要因を明らかにすることを主眼とする。

その上で、矯正施設内(少年院等)の処遇・取組、職員と少年との関係性等が、施設出所後の離脱や立ち直りにどのように、どの程度、影響しているかについて具体的に検討を行いたい。また、本シンポジウムでは扱わないものの、矯正職員がどのように離脱や立ち直りを促進できるかといった実務者としての課題について、今後の道標となる議論を進め、本大会のテーマである「(離脱)研究と実践をつなぐ」ような将来の展開も期待したい。

非行少年の立ち直りに向けた指導及び支援の在り方について

－生育環境及び保護者の実情を踏まえたアプローチ－

企画・司会 鈴木 愛弓 (法務総合研究所)
話題提供者 森本 朝香 (法務総合研究所)
話題提供者 金網 祐香 (法務総合研究所)
話題提供者 東山 哲也 (函館少年鑑別支所)
話題提供者 大西 美加 (赤城少年院)
指定討論者 仲 真紀子 (理化学研究所)

多くの先行研究で、非行少年は一般の少年よりも、被虐待経験等の生育環境上の様々な逆境的な体験を経験している者が多いことが指摘されている。その背景の一つには、非行少年の保護者においても、自身の経験や少年の養育に関して、様々な困難を抱えていることが少なくないということが挙げられる。これらを踏まえると、非行少年の立ち直りに向けた指導及び支援を行うに当たっては、非行少年を取り巻く生育環境や保護者の実情等についても考慮することが重要であると言える。

本シンポジウムでは、「研究」と「実践」のそれぞれの立場の話題提供者から、非行少年とその生育環境に関する知見を紹介する。まず、少年院在院者・保護観察処分少年及びそれぞれの保護者を対象として実施した質問紙調査の結果から、被虐待経験、ヤングケアラー、相対的貧困等の非行少年を取り巻く生育環境や、非行少年の保護者の状況について明らかとなった知見を紹介する。また、少年鑑別所における鑑別・地域援助や、少年院における指導等に実際に携わっている立場から、非行少年を取り巻く生育環境及びその保護者の実情等を踏まえた取組について紹介する。さらに、指定討論者による討論を踏まえた上で、非行少年の立ち直りに向けた指導及び支援の在り方について議論していく。